

西宮市社会福祉審議会

令和3年度第2回 児童福祉専門分科会

会 議 録

□開催日時 令和4年1月26日（水） 午後1時26分～

□開催場所 西宮市議会 4号委員会室 （市役所本庁舎議会棟3階）

□出席者

- ・委員：才村会長、畠山副会長、梶委員、側垣委員、谷口委員、八代委員、
脇田委員
〔欠席〕北岡委員
- ・事務局：小島子供支援総括室長、塚本(英)子供支援総括室参事（計画推進担当）、
増田保育施設整備課長、西垣内保育幼稚園指導課長、
緒方子育て支援部長、三柵子供家庭支援課長、伊藤子育て事業部長、
堤下子育て事業部参事（保育指導担当）、
草野保育幼稚園支援課長、秋山保育入所課長、塚本(聡)地域保健課長、
中東地域保健課担当課長、後迫地域学校協働課担当課長、因幡学事課長、
漁学校教育部長、濱本学校保健安全課長

会議次第

議事

- (1) 子ども・子育て支援プランの評価方法について
- (2) 子ども・子育て支援プランの評価について
- (3) 保育所等の認可について

会議概要

〔午後 1 時 26 分 開会〕

○事務局 皆様お揃いですので、ただいまから令和 3 年度第 2 回社会福祉審議会児童福祉専門分科会を開会します。

本日は、委員総数 8 名のうち 7 名の委員の皆様にご出席いただいています、会議開催要件である過半数に達していますので、西宮市社会福祉審議会規則第 3 条第 6 項の規定により、当専門分科会が成立していることを報告します。

また、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、Z o o m を併用しています。会場前方のスクリーンに Z o o m で参加いただいている委員の皆様を投影していますので、恐れ入りますが、ご発言の際は挙手いただきますようお願いいたします。

Z o o m でご参加いただいている委員の皆様におかれては、録画・録音はご遠慮いただいています。さらに、本日は非公開案件の議事がありますので、視聴場所などについてご配慮いただきますようお願いいたします。

次に、資料の確認をします。

資料は 5 点あります。1 点目は、左上 1 点をホッチキスどめしている「会議次第、委員名簿、座席表、事務局名簿」です。座席表については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、本日は議事に合わせて事務局を入れ替える形をとっています。そのため、変更した座席表を机上配付しています。2 点目は、左 2 点をホッチキスどめしている「資料集」です。3 点目は、左 2 点をホッチキスどめしている「資料集(別冊)」です。4 点目は、同じく左 2 点をホッチキスどめしている「参考資料 1」です。5 点目は、ひも綴じをしている「参考資料 2」です。すべてお揃いでしょうか。

これからの議事進行は、会長にお願いしたいと思います。会長、よろしく申し上げます。

○会 長 早速議事に入りたいと思いますが、その前に傍聴者の確認をしたいと思いません。

なお、本日の議事のうち議事(3)「保育所等の認可について」を審議する際は、非公開情報を取り扱う関係上、西宮市社会福祉審議会運営要領第 2 条第 4 項の規定に基づき、会議を非公開としたいと思いません。傍聴者がいらっしゃる場合には退場していただくこととなりますので、ご了承いただきたいと思いません。

本日、傍聴希望の方はおられるでしょうか。

○事務局 1 名いらっしゃいます。

○会 長 傍聴者が 1 名おられるようですので、西宮市社会福祉審議会運営要領に基づき、これを許可してよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○会 長 また、会議の進行の途中で希望があった場合、議事（３）の審議中を除いて、随時許可したいと思います。それでよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○会 長 反対意見は特にないようですので、そういった対応をしたいと思います。

まず、本日の審議事項について事務局から説明をお願いしたいと思います。

○事務局 本日の審議事項について説明します。

次第をご覧ください。

本日は、議事が３点あります。

議事（１）は「子ども・子育て支援プランの評価について」です。本市の子ども・子育て支援施策の包括的な計画として、平成29年度に子ども・子育て支援プランを策定しました。計画策定にあたり、当分科会では、子供の貧困対策、ひとり親家庭支援、児童虐待防止対策についてご審議いただきました。本日は、令和２年度の計画の進捗状況等を事務局からご報告し、委員の皆様からご意見をいただきたいと考えています。議事（１）では、この評価方法についてご確認いただきたいと思います。

議事（２）は「子ども・子育て支援プランの評価について」です。議事（１）で確認いただきます評価方法を踏まえ、実際の評価を行っていただきます。

議事（３）は「保育所等の認可について」です。児童福祉法などでは、保育所などを新たに設置・認可する際にあらかじめ審議会で意見を聞くこととなっています。本市では当分科会で意見をお聞きすることとしており、今回は、令和４年度に開園する保育所についてご意見をいただきます。

○会 長 本日の審議事項は、今説明いただきました３点です。全体で４時までですので、審議の時間は２時間半あります。議事（１）・（２）の子ども・子育て支援プランの評価に関する審議におおむね100分程度、残りの時間を議事（３）の保育所等の認可に関する審議にあてたいと考えています。円滑な進行にご協力いただきたいと思います。また、積極的なご発言をお願いします。

議事（１）子ども・子育て支援プランの評価方法について

○会 長 それでは、議事（１）「子ども・子育て支援プランの評価方法について」、まず事務局から説明をお願いします。

○事務局 資料集の１ページをお開きください。

「1.子ども・子育て支援プランとは」の「（１）計画の概要」です。子ども・子育て支援プランは、本市の子ども・子育て支援施策の包括的な計画で、子供やその家庭が直面する課題に対応するための施策や方向性を定めたものです。当分科会や子ども・子育て会議からご意見をいただき、平成30年度から令和６年度までの計画期間内に重点的に

取り組むべき8つの施策を重点施策として位置づけています。

次の表が8つの重点施策の一覧になります。一番左側の列に施策分野を記載しており、8つのうち3つが子供への支援、4つが子育て家庭への支援、1つが子育てしやすい社会づくりとなります。

次に、2ページの「2. 社会福祉審議会児童福祉専門分科会と子ども・子育て会議の役割について」です。計画の評価にあたり、当分科会と子ども・子育て会議の役割を整理しています。

本市では、子育て支援施策に関する調査・審議を行う機関として、当分科会と子ども・子育て会議の2つの機関がありますが、計画の策定と評価について、1ページの重点施策1～5と8を子ども・子育て会議で、重点施策6と7を当分科会で審議いただくことと整理しています。

次に、3ページの「3. 子ども・子育て支援プランの評価方法」についてです。事務局案を説明します。

まず、「評価手順」の「(1) 事務局」です。事務局から各施策の前年度の実施状況などについて報告します。

資料集7ページのA4横向きの資料が後ほど説明する評価用の資料です。下段の表に、それぞれの施策について、実施内容、自己評価、評価理由、課題や今後の方向性を記載しています。子ども・子育て支援プラン全体の進捗状況を把握しやすくするため、今年度から新たに、真ん中の欄ですが、各施策の実施状況に応じて各担当課がA～Dの4段階評価で自己評価結果を付記しています。

A～Dの評価については、資料集4ページの上段の別表1「評価基準」に基づき、各担当課が行った自己評価となります。おおむねの目安として、目標が達成されている施策はA評価、計画していた施策が実施できていない、目標を大きく下回っている施策はD評価とし、それ以外を進捗状況に応じてBもしくはC評価としています。昨年度は、新型コロナウイルス感染症対策に関連して、いくつかの事業が中止となっています。事業が中止になったものの、代替策等を講じているものについてはBもしくはC評価を、代替策が講じられていないものについてはD評価としています。

また、A評価であれば3点、C評価であれば1点など、自己評価の結果を数値化して算出する平均値に基づき、各重点施策の総合評価を行います。

4ページの下段、別表2「総括表(イメージ)」は、イメージで作成したものですので、実際の評価結果とは異なります。重点施策6「子供の貧困対策及びひとり親家庭支援の充実」では、施策数は全部で14あり、このうち、仮にA評価が3、B評価が5、C評価が5、D評価が1とした場合、それぞれ数値化しますと、3点掛ける3施策、2点掛ける5施策、1点掛ける5施策、0点掛ける1施策となりますので、14施策の合計は24点、これを14で割りますと平均は2点です。そのため、重点施策6の総合評価はB評価となります。

また、今ご覧いただいている資料とは別に、昨年度の当分科会で出されましたご意見、これに対する対応状況を「資料集(別冊)」にまとめています。こちらも併せてご確認いただき、この会議で出された意見がどのように反映・改善されたかをご報告します。

資料集3ページに戻り、下段の「(2) 審議会」です。委員の皆様には、事務局から先ほどの資料集と資料集(別冊)に基づいた報告を行い、ニーズに応えるだけの十分な量と質が確保されているか、量や質の観点から適切であるかどうか、各施策の課題や今後の方向性について事務局の認識が適切であるかどうか、昨年度に出された評価等を施策に反映・改善できているかどうか、このような視点で評価、意見、提言をいただきたいと考えています。

最後に、「(3) 事務局」です。評価の中でいただいたご意見等を踏まえて施策を推進していきます。翌年度に評価・意見等への対応状況をご報告することとなります。

5ページの「4. スケジュール」です。既に子ども・子育て会議で、12月27日に1回目の評価をいただいております、今週の金曜日にも2回目の評価を行う予定です。本日の当分科会での評価と併せて、計画全体の評価を行います。

評価方法についての説明は以上です。

○会 長 事務局から、子ども・子育て支援プランの評価を行うにあたって、児童福祉専門分科会の分担は、8つの重点施策のうち「6. 子供の貧困対策及びひとり親家庭支援の充実」、「7. 児童虐待防止対策の充実」の2つであるとの説明をいただきました。また、評価方法についても事務局案をご説明いただきました。昨年度に引き続いて、令和2年度の各施策の実施状況と併せて、昨年度の児童福祉専門分科会で出された評価・ご意見への対応状況についても事務局から報告していただきますので、これら进行评估し、意見を出していただくこととなっています。また、今年度から新たに、各施策の実施状況について、担当課が4段階で自己評価することとなっています。この自己評価をもとに、各重点施策を総合評価することで、計画の進捗状況を把握しやすくなるかと思いません。

ここでは主に評価方法について皆様のご意見を頂戴して、評価方法をまず確定させたいと思います。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いします。

○委 員 評価方法については、特に問題があるとは思いません。数値目標だけではなく、例えば利用者等からの評価のような定性的なものが入っていますので、これで妥当だと思います。

○委 員 4ページの別表の基準に基づいてA～Dの自己評価をされたことで、非常に分かりやすくなったのではないかと思います。その中で、利用者などから高い評価が得られた、おおむね評価を得られた、あまり評価を得られなかった、全く評価を得られなかったという目安がありますが、これは、定期的に定性的にやっておられるのでしょうか。

○事務局 全事業で定性的な評価ができているかということ、利用者等から直接お声を聞

く機会のある事業とそうでない事業がありますので、全事業ではなかなか確認はできませんが、一つの目安として、例えば事業の参加者へのアンケートにおいて満足度が高いとか低いとかもこの評価の目安に入れていきます。

○委員 確かに事業の性質上、はかれるものとはかれないものが存在すると思います。ただ、振り返りやより事業を充実したものにしていくという点においては、可能な限り利用者からの声を吸い上げた上で、施策の今後に活かしていただけるようお願いできればと思います。

○会長 利用者からの評価を今後大切にというご意見をいただきました。

○委員 施策によってそれぞれ評価内容が違ってくると思いますが、A～Dを点数化して平均をとると、総合評価としては必ずBになって、AやCにはなりにくい気がします。フィギュアスケートのように、難しい技には高得点を与え、簡単な技には全部できていても得点が低いという形にすればどうでしょうか。今のままだと、総合評価としては、頑張ってもよくなるし、サボっても悪くならない気がします。意見として申し上げます。

○事務局 昨年末に子ども・子育て会議で評価を行った際も、同じようなご意見を頂戴しました。事業規模や内容によって、同じように事業を進めていてもA評価になりにくい事業があれば、A評価になりやすい事業もありますので、事業内容によって配点の軽重をつけるべきではないかというご意見もありました。昨年度の評価において、文章ばかりでは当初立てた計画がどこまで進んでいるのか分かりにくいというご意見を頂戴しましたので、今回、進捗状況の見える化としてこの自己評価を導入したのですが、今年度のすべての評価が終わりましたら幾つか課題も見えてくると思いますので、来年度以降の評価で改善できるものがあれば改善していきたいと考えています。

○会長 評価方法については以上でよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○会長 それでは、評価方法については事務局案どおりで進めたいと思います。ただ、利用者の声を特に大事にするとか、事業によっての重みづけをどうするかについてご指摘をいただきました。こういったことも念頭に置きながら、今回が初めて行う評価方法ですので、とりあえず今回はこの形で評価して、次年度以降、改善すべきところは改善していただければと思います。

議事（2）子ども・子育て支援プランの評価について

① 重点施策6 子供の貧困対策及びひとり親家庭支援の充実

○会長 次に、議事（2）「子ども・子育て支援プランの評価について」のうち、重点施策6「子供の貧困対策及びひとり親家庭支援の充実」について、説明を事務局から

お願いします。

○事務局 資料集の7ページをお開きください。ここからは資料を横置きでご覧いただくこととなります。

重点施策6「子供の貧困対策及びひとり親家庭支援の充実」です。

「①活動指標」の表の1つ目、「ひとり親家庭への学習支援の利用者数」は、目標値40人に対し令和2年度は66人でした。指標の2つ目、「生活困窮世帯対象学習支援事業の利用者数」は、目標値40人に対し令和2年度は11人でした。2事業とも、新型コロナウイルスの影響により、令和元年度に比べ令和2年度の参加者数は減少しています。

次に、「②施策の進捗状況等」の一番左側の項目欄の1つ目は、「ひとり親家庭への学習支援」です。その右側の列に令和2年度の実施内容、自己評価、評価理由、一番右に、課題や今後の方向性を記載しています。

この事業は、児童扶養手当の全部支給世帯、つまり低所得のひとり親世帯等の中学3年生を対象に、市内5か所で実施しました。実施日は、週2回、曜日選択制です。参加延べ人数は2,586人です。自己評価はA評価としています。令和2年度から、利用者の利便性向上のため、実施箇所数を3か所から5か所に増やし、事業実施したことを評価したものです。

次に、2つ目の「生活困窮世帯対象学習支援事業の拡充」は、生活困窮世帯の中学2年生及び3年生を対象に、市内1か所で実施し、実施日は、火曜日と金曜日の週2回で、参加延べ人数は267人でした。利用者数が目標値に満たなかったため、自己評価はC評価としています。

課題や今後の方向性としては、この2つの学習支援事業については、8月の第1回の当分科会でご報告したとおり、令和3年度から事業を統合し、生活困窮世帯の子供の生活・学習支援事業として実施しています。今後は、利用者にとって効果的・効率的な事業となるよう、事業規模の拡大を図ります。

ここで資料集(別冊)をご用意ください。この別冊資料は、昨年度の当分科会における計画の評価の中でいただいたご意見等と、その後の市の対応状況を記載しています。

そのため、この別冊資料に記載している対応状況については、本年度の取組みなども記載しています。

1ページ、2つの学習支援事業について、左の列の評価・意見等の欄の1つ目、ひとり親家庭への学習支援と生活困窮世帯対象学習支援の事業統合にあたっては、利用したい人が利用できるような周知方法を工夫してほしいというご意見をいただきました。このことについて、右の列の方針・対応状況等の欄では、事業の対象家庭には個別に周知文書を郵送するほか、生活保護受給世帯には担当ケースワーカーより事業説明を行うことで利用促進を図っています。

次に、2つ目、学習支援事業の対象学年の引下げを積極的に進めてほしいというご意見に対しては、対象学年の拡大の必要性は認識しており、早期の実現に向けて前向きに

検討を進めています。

次に、資料集8ページ、「(2)生活の支援」です。

項目欄の1つ目、「スクールソーシャルワーカーの拡充」では、実施内容は、学校だけでは対応が難しい子供の諸課題に迅速かつ適切に対応することを目的として、スクールソーシャルワーカー5名を拠点校に配置し、各学校からの要請を受けて派遣しています。また、ケース会議への参加など個別対応を行うとともに、学校からの要請に対して関係機関との連携を図るなど、支援を強化しており、自己評価はB評価としています。課題や今後の方向性としては、ますますニーズが高まると予測されるため、引き続き国や県による配置、または国庫補助の増額を希望していきます。

別冊資料の2ページ、昨年度の評価・意見等の2つ目、困難な事案については、学校だけで対応するのではなく、こども家庭センターや民間の子供家庭支援サービスと協力するなど、きめ細やかなサポートができるよう検討してほしいというご意見をいただきました。方針・対応状況としては、学校においては、様々な事案に対し、担任を窓口組織的に対応を行っています。虐待事案や一時保護に至る事案などについては、要保護児童対策協議会の事務局である子供家庭支援課を中心に、こども家庭センター、警察署などの関係機関と協働体制で問題解決を図っています。

資料集の9ページ、「(3)保護者への支援」の項目欄の2つ目、「母子家庭等就業・自立支援センター事業の研究」です。ハローワークと連携して、ひとり親家庭への就労情報や福祉サービスの情報提供を行うとともに、パソコンスキルアップ講座など、ひとり親家庭のための就労支援講座を行いました。事業については、平日開催で、土日しか参加できないひとり親のニーズに応えることができなかったため、自己評価はB評価としています。課題や今後の方向性としては、土日開催など、ひとり親家庭の方が学びたいときに学べるサービスの提供体制を整えていく必要があります。

次に、「(4)経済的支援」です。「就学奨励金の拡充」については、令和3年度に入学する新入生の入学用品費にかかる支給分から増額を実施したため、自己評価はA評価としています。

10ページの「(5)関係機関との連携」の項目欄の4つ目、「子供の貧困に関する研修会の実施」では、新型コロナウイルス感染症拡大予防のため研修会の開催を見送ったことから、自己評価はD評価としています。

最後に、13ページは、各重点施策の総合評価などをまとめた資料です。

上から6つ目の重点施策6の14施策について、A評価が2、B評価が10、C評価が1、D評価が1で、総合評価はB評価となっています。

重点施策6「子供の貧困対策及びひとり親家庭支援の充実」に関する説明は以上です。

○会 長 重点施策6に関する説明をいただきました。活動指標や施策の進捗状況、前年度評価への対応状況について、ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いします。

○委 員 資料集7ページの「(1)学習・進学支援」について、意見と質問をしま

す。

私は何度も議会で取り上げていまして、2つの事業を統合されたことは非常に大きなことだと思います。まず、評価として、ひとり親家庭のほうはAでいいと思います。統合された後、生活困窮世帯として何人参加しているかは把握できると思いますが、評価としては、全体で評価するのですか、それぞれ所管に分けて評価するのですか。

○事務局 計画策定当時は2つの事業を並行して行っていく方向でしたので、それぞれ目標値を定め、現在評価いただいておりますが、令和3年度から事業を統合しましたので、来年度は統合した後の事業について評価いただきたいと考えています。

○委員 要は、1つの事業として評価していくのですね。ですから、ひとり親家庭は何人参加して、生活困窮世帯は何人しているという分け方はしないのですね。

○事務局 令和3年度以降もひとり親家庭と生活困窮世帯・生活保護世帯、すべて内訳が出てきますので、その人数については資料の中に記載したいと思っています。

○委員 生活困窮世帯のほうの事業の自己評価がCになっている理由は、参加者が非常に少なかったからで、ここを解決していかないといけないと思います。これはなかなか難しいところですが、所管がこども支援局ではないのですが、どなたかお答えいただけますか。

○事務局 ひとり親家庭への学習支援と生活困窮世帯対象学習支援事業は、令和2年度まで別々に実施していたのですが、生活保護を受給しているひとり親世帯の方については、令和2年度からどちらの事業にも参加していただけることになりましたので、令和3年度になって統合したとしても変わりはないと思っています。

○委員 ひとり親世帯の参加者が多くて、生活困窮世帯・生活保護世帯は目標を大幅に下回る低い参加率なのですが、そこは何か分析されていますか。

○事務局 はっきりした理由は分かりかねますが、想像では、令和2年度は、生活保護受給世帯でひとり親世帯の方がひとり親家庭の学習支援のほうに流れたのではないかと考えています。

○委員 ひとり親家庭の事業のほうは、場所が多くて利便性が高いことも理由だと思いますが、現在は統合されていますので、生活困窮世帯のほうにももっと力を入れていただきたいと思います。生活困窮世帯対象の事業はしっかりやっていただいているのですが、持続可能性が難しい部分があったところを、統合されたことによって安定的に進められるようになったので、非常によかったなと思っています。生活困窮世帯に対する周知ですね、知らなかったということがないようにぜひしていただきたいと思っています。

意見・要望としては、別冊資料の1ページにあるように、中学3年生では遅いです。生活困窮世帯の子供は、高校に入れたとしても勉強についていけなくて中退してしまうケースが多くて、これでは何にもならないと思います。中学1・2年生から勉強する癖をつけることは非常に重要なことなので、ぜひ中学1年生からできるようにしてほしい

と思います。さらに勉強したいという人に対しては、こういう事業を経て大学へ進学した人などから話を聞けるようにしてあげてもいいと思います。現在は、返済の要らない給付型の奨学金が実現していますので、大学への進学も可能になっています。そのあたりまで力を入れていただくようお願いしたいと思います。

学習支援についてもう1つ。家庭訪問して勉強を教える事業が例えば横須賀市などで行われています。訪問することによって家庭の状況も分かりますし、保護者とお話する機会もありますので、家庭環境に対して影響を与えることができます。これもぜひ将来的に検討いただきたいと思います。

○会 長 ●●委員のご発言に関連して、私からも1点お伺いします。

学習支援について、できるだけ早期の段階から支援すべきではないかと●●委員はおっしゃいましたが、対応状況としては、学年の拡大の必要性は認識している、早期の実現に向けて前向きに検討となっています。この意見は昨年度に出されて、それに対して市の考え方が示されていると思います。現在、令和3年度がもうすぐ終わろうとしているのですが、これへの対応はされているのでしょうか。今回の評価の対象ではないのですが、参考までに教えていただければと思います。

○事務局 令和3年度については、予算の関係もあり、令和2年度同様、中学3年生のみを対象とした形で実施していますが、令和4年度に向けて学年の拡大について前向きに検討しているところです。

○会 長 学習は積み重ねですから、中学3年生になると頑張っても限界があります。スタートの時点でつまずいてしまうと先に進めなくなりますので、できるだけ早期の段階で取り組んでいただけるようにぜひお願いしたいと思います。

○委 員 重点施策6の子供の貧困対策とひとり親家庭への支援の中で、学習・進学の支援のお話がありましたが、ひとり親家庭や生活困窮世帯の範疇に入らない家庭があります。例えば、昨年、要対協でも研修しましたヤングケアラーの家庭です。表面的には通常の家計ですが、実際には子供たちが非常に大きな負担を抱えている家庭があります。そこへのサポートが学習支援になるのか生活支援になるのかについては今ここですぐには言えないとは思いますが、そういう視点も含めた政策を今後検討していく必要があるのではないかと思います。表には現れにくい部分ではあると思いますが、そういうところがあることを認識しながら施策に反映していくことが必要だと考えます。

もう1点、昨年度もお話ししたのですが、スクールソーシャルワーカーの拡充が掲げられています。現在、増員して5名になっているのですが、少なくとも倍ぐらいにしてほしいのです。今5名で、中学校区を中心に区域を分けて担当されているのですが、活動時間が制約されることと、家庭訪問するときにも保護者の方が家におられる夕方5時以降の訪問となるとなかなか難しいと聞いています。これは国、県はもちろんですが、十分に効果的な対応ができるように、西宮市独自の施策として、西宮市の子供たちはこれだけサポートされていることを証明するためにも、充実してほしいと思います。これ

は、先生たちの負担軽減とも連動して、この部分を施策の中で強化していく必要があると思います。

○会 長 ヤングケアラーの問題と、スクールソーシャルワーカーを抜本的に増やす必要があるというご意見でした。

この自己評価において私が個人的に疑問に思っているのは、この5名が増やした結果なのか、それとも前から5名で推移しているのか、そのあたりが分からないのです。ですから、過去からの取組状況が分かるような整理の仕方を来年度以降はお願いしたいと思います。

○委 員 9ページの上段の「周知広報の充実」について、社協でも、必要などころに必要な情報が行き届かないことがいつも問題になります。ここでは「みやハグ」の運用を終了すると書いてありますが、私も試しに「みやハグ」を入れてみると、大変分かりやすく、こんな便利なものがあるんだなと思いました。これをLINEに移行するメリットはあるのですか。

○事務局 「みやハグ」ですと、市からの発信だけの一方向になりますが、LINEを活用することによって、市からの発信と、受け止めた側からの市への発信もできますので、双方向でのやりとりが可能になります。例えば、あるイベントの開催案内を発信しまして、これまでの「みやハグ」ですと、周知だけで、申し込むときには別のサイトに移って、オンラインで対応できるものもあれば、電話などで申し込む必要があったのですが、LINE上で申込みが可能となります。現実的な話をすると、「みやハグ」の管理にかかる費用とLINEの管理にかかる費用とは相当な額の差が生じますので、内容の充実を図ることと経費削減の2つの観点からLINEに移行することにしました。

○委 員 パソコン世代としては、今の「みやハグ」は非常に分かりやすい気がするのですが、スマホを使い慣れている若い人はLINEのほうがいいのかなと思っています。これは大変すばらしいことだと思います。

○会 長 「みやハグ」の場合は、アプリを入れた市民の方すべてに情報が届きますから、目にする確率が高いと思いますが、LINEの場合はおともだち登録をするなど、市からの発信を目にされる方が限られるのではないかと思うのです。その点はいかがですか。

○事務局 LINEの設定について説明します。

「みやハグ」も、アプリをダウンロードして、お住まいの校区や子供の年齢、ひとり親家庭に対しての周知などもありますのでご家庭の状況などを選択していただき、選択された項目ごとにこちらから必要な情報を発信しています。中学3年生のお子さんに乳幼児健診の案内を送っても仕方ありませんので、対象範囲を絞って周知することも行っています。これは、LINEに移行した後も同じで、まず、西宮市の公式LINEにおともだち登録していただき、その後、市からのアンケートや通知を受け取るのか、お住まいの小学校区やお子さんの誕生日などで年齢を把握し、また、受け取りたい情報を

6つほどに分けて、手続や費用助成、健康や医療、イベント・講座、保育所・幼稚園の通知、障害のあるお子さんに関すること、ひとり親家庭に関することなども選択項目にありますので、それぞれ選択していただければ、それに関する通知を受け取ることができます。

○会 長 ということは、いずれにしてもアプリをダウンロードする必要があるので、LINEも「みやハグ」もそう変わらないのですね。むしろLINEは、双方向のやり取りができることがメリットなのです。

○委 員 「みやハグ」の指標ですが、情報提供の回数よりも、ダウンロード数やおともだち登録数のほうが実際にどれくらい届いているかという目安になるのではないかと思います。ご検討いただければと思います。

もう1つ、スクールソーシャルワーカーについて、私も5名では全く足りないと思っていて、1人が3～4校担当することになると、適切に接触しなければいけない子供の把握がどれくらいできるのかと懸念しています。

また、私の関係している市では、スクールソーシャルワーカーたちが集まる部屋が教育委員会内に設置されています。集まれる部屋が一つあることによって、横の連携が非常によくなり、勉強会をしたり、情報交換したりできます。そういう場所があることで、スクールソーシャルワーカーの活動に貢献できるのではないかと思いますので、ご検討ください。

○事務局 スクールソーシャルワーカー5名の配置については、拠点校方式をとっているのですが、朝、教育委員会学校保健安全課に全員集まり、情報共有した上でそれぞれの担当区域に向かっていきますし、学校から戻ってからも、その日の対象者と内容について報告書を上げてもらっています。また、5名のスクールソーシャルワーカーだけではなく、本課には4名のスクールカウンセラーもいますので、学校から来る情報を生徒指導チームで集約し、必要に応じてスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーと連携しながら情報共有して、それを子供家庭支援課とも共有しながら対応している状況です。

○委 員 単なる集合場所ではなく、情報を伝える空間があるだけで活動が活発になった例を知っていましたので、お伝えしました。控室のようなみんなが使えるスペースがあればなと思いました。

○会 長 重点施策6については、ほかによろしいでしょうか。

〔発言者なし〕

○会 長 ないようですので、重点施策7に移ります。

② 重点施策 7 児童虐待防止対策の充実

○会 長 事務局から説明をお願いします。

○事務局 重点施策 7 「児童虐待防止対策の充実」について説明します。資料集11ページをお開きください。

①の活動指標は、「児童虐待予防や対応に関する研修回数」です。研修回数については、これまで要対協として講師を招いて開催する研修会のみを実績として計上していましたが、子供家庭支援課職員が民生委員や教員、医療機関等の会議に参加した際に、児童虐待予防・対応マニュアルや各種ハンドブックを用いて説明しているケースも計上するよう実績値を修正しています。目標値の5回に対して令和2年度は4回となっています。なお、平成28年度末にマニュアルを作成しましたので、翌年の平成29年度にマニュアルの周知に努めたため、ほかの年度と比べて回数が多くなっています。

次に、②の施策の進捗状況等の「(1) 児童虐待の予防」です。

項目欄の1つ目、「居住実態が把握できていない児童の全件把握」については、教育委員会と保健福祉センターとで定期連絡会を開催し、対象児童を台帳管理しました。児童台帳を作成したことで、会議日、把握経路、把握に向けた対応の管理を徹底しました。また、追跡調査を徹底し、全件把握することができたため、自己評価はA評価としています。

次に、項目欄の2つ目、「特定妊婦や要支援児童等の状況把握と支援」です。特定妊婦とは、若くしての妊娠や望まない妊娠、精神疾患、不安定な収入、家族の支援が得られないなど、妊娠中から養育上の支援を必要とする妊婦のうち特にリスクの高い妊婦を「特定妊婦」と呼んでいます。そのようなリスクの高い家庭を妊娠期から把握し、出産から子育て期にかけて継続して支援を行うよう、保健福祉センターと定期連絡会を開催し、台帳管理を行っています。今後の課題としては、妊娠期からの支援を充実するために、医療機関との連携強化、関係機関との情報共有、引継ぎを確実にやっていく必要があると考えています。

別冊資料の3ページの下段の表、特定妊婦や要支援児童等の状況把握と支援についてです。医療機関が把握する支援が必要な方について、法令上、市町村への情報提供が可能であることを医師会等を通じて医療機関へ周知するとともに、情報提供の協力を要請していく必要がある。また、医療機関への周知にあたっては、情報提供をためらう心理・実態を踏まえて、情報提供によって実際にどのような支援につながるのかの事例を踏まえたPRを検討してほしいというご意見をいただきました。方針・対応状況では、医療機関が把握した支援が必要な家庭の情報を地域保健課に通知する養育支援ネットを活用して市への情報提供を行っていただくよう依頼しています。また、養育支援ネットの連絡会においては、支援につながった事例などを共有するとともに、産婦健康診査の実施手順書で周知行っています。さらに今後は、要対協の会議等において、医師会を通

じて医療機関への積極的な情報提供を依頼していきます。

資料集に戻り、11ページ一番下の表、「(2) 児童虐待相談や支援」です。

「児童虐待予防・対応マニュアル活用の推進」については、今回皆様にもお配りした児童虐待予防・対応マニュアル及びハンドブックを、学校、保育所等の巡回時に配布しました。あわせて、令和元年度に作成した緊急対応用ハンドブックを配布し、緊急時の対応方法について共有を図りました。自己評価はB評価としています。

12ページの「(3) 児童虐待対応に向けた連携強化、体制強化」です。

項目欄の1つ目、「相談体制の強化」については、令和2年度に家庭児童相談員を1名増員し、支援対象児童等の定期的な状況確認の徹底を図ったため、自己評価はB評価としています。課題としては、相談件数の増加、進行管理業務の煩雑化、要保護家庭への支援に対応するためにさらなる体制強化が必要となります。

次に、項目欄の2つ目、「子ども家庭総合支援拠点の整備」です。近隣中核市への視察調査の内容や設置市への調査内容をまとめ、職員の配置基準だけでなく、具体的な運用、取組み、課題の把握に努めました。また、職員の体制強化計画、親子交流室の整備、心理業務を含む拠点機能について検討し、令和4年1月から子ども家庭総合支援拠点としてスタートしており、自己評価はB評価としています。

ここで、別冊資料の4ページの項目欄の1つ目、子ども家庭総合支援拠点の整備計画について、具体のスケジュールなど明確な方向性を早期に示してほしい、あわせて、民間の子供家庭支援サービスとの役割分担や連携体制を検討してほしいというご意見をいただきました。方針・対応状況としては、昨年8月の当分科会において、子ども家庭総合支援拠点の設置までのスケジュール等についてご報告し、支援機能強化に向けて、心理検査やペアレントトレーニング等の準備を行いました。また、子育て家庭ショートステイ事業の運営強化や児童家庭支援センターとの連携強化も図っていきます。

資料集12ページの項目欄一番下、「児童相談所の設置についての調査・研究」です。近隣中核市へ視察を行い、意見交換、情報共有を図りました。各市の実情に合わせた設置・運用方法を慎重に見極める必要があることを確認し、自己評価はB評価としています。今後も、国や県、他の中核市の動向を見極めながら調査研究を行っていきます。

別冊資料の4ページ、項目欄の2つ目、職員の専門性向上や児童相談所設置についての調査研究の一環として、西宮子ども家庭センターへ職員を派遣するなど前向きな取組みを検討してほしいというご意見をいただきました。方針・対応状況としては、職員の専門性向上、児童相談所との連携強化のため、援助方針会議への出席を継続して行います。また、児童相談所設置についての調査研究の取組みについても検討していきます。

最後に、資料集13ページの各重点施策の評価状況をまとめた総括表ですが、上から7つ目、重点施策7の施策については、A評価が1、B評価が6、C評価、D評価はなく、重点施策7の総合評価はB評価となっています。

重点施策7「児童虐待防止対策の充実」に関する説明は以上です。

○会 長 重点施策7についてご意見、ご質問を頂戴したいと思います。

○委 員 重点施策7に関しては、年々いろいろな形で努力していただいていると思います。ただ、今後の課題として、やはり担当者の数的な増員や、支援拠点を設置したのですから、やはり児童相談所設置に向けての方向性を明確にして、その準備をしていただけたらと思います。それと、緊急一時保護などのケースも増えてくると思いますので、地域の中でそういうことを解決するために、ここで満足するのではなく、より一歩進んだ将来に向けての充実を図っていただきたいと思います。

そのためには、現状のスタッフも一生懸命努力してくださっていますが、職員の研修、質の向上、例えば窓口での対象者の受け止め方、そして実際に現場での対応など、そういうところについて、より専門性を持ったソーシャルワーカーの面談の研修の部分をぜひ今後計画の中に十分に組み込んでいただきたいと思います。48万人以上の人口を抱えた市ですので、市独自で適切な数にすることが一番ふさわしいと思いますので、目標を高く持って、ぜひ充実を図っていただきたいと思います。これは希望ですが、年度ごとに目標を定めて、ぜひお願いしたいと思います。

○委 員 私も、子ども家庭総合支援拠点を設置したことは素晴らしいことだと思っています。この拠点をより充実していくために、まず最初に人員の確保です。設置にあたって、同様の中核市と比較した場合に人員的に弱いところがあるようなこともお伺いしましたので、ケースワーカーをはじめ心理療法士や保健師などの専門職員の人員の確保・充実が必要だと思っています。

さらに、職員を育てていくことが非常に重要だと思っていまして、今回、研修の目標回数が5回となっていますが、正直に言うと、もう少し目標を高くできないかなと思っています。県においては、中央子ども家庭センターが行っている研修や西宮子ども家庭センター単独で行っている研修などもありますし、民間の研修会に職員を派遣したり、また、職員の有志でグループ研究みたいなことも行っていますので、それに対して助成する事業も行っています。自治体にとっては本当にお金がかかるものですが、それを積み重ねていかないと職員は育っていかないとしますので、なかなか厳しいところはあるかもしれませんが、予算の確保を今後頑張っていただければと思います。

子ども家庭総合支援拠点に関しては、設置するだけでなく、関係課との連携や有機的な結びつきも一層強化して、児童虐待等に迅速に動けるような体制の確保をお願いしたいと思います。

○会 長 福祉は人なりと言われますが、いくら形をつくっても、その人材を介してサービスが具現化されるわけです。良質の人材確保に計画的に取り組んでいただきたいと思います。

○委 員 ●●委員も言われました関係機関との協働ですが、いろいろな民間団体もありますし、庁内の関係機関の連携もあります。これからのいろいろなサービスは機関協働が大切だと思いますので、いかに対象者を中心として協働していくかという視点を大

切にさせていただきたいと思ひます。これはお願いですが、よろしくお願ひします。

○委員 子ども家庭総合支援拠点の人員の配置について、一部基準を満たしていなかったと聞いたのですが、現状はどうでしょうか。

○事務局 ご指摘のとおり、現状でも国が定める上乘せ配置基準を含む標準配置基準は満たしていません。この点についてはこちらも課題として認識してはいて、早急に人数の充足を図っていきたくて思ひてはいてます。

○委員 短い準備期間の中で人員の配置基準も多かったと思ひますので、できるだけ早期に基準を満たした上で充実した支援を行っていただけるようにお願ひします。

○会長 私からも1点お伺ひしたいのですが、(1)の児童虐待の予防の2つ目の「特定妊婦や要支援児童等の状況把握の支援について」の評価理由が、要対協の進行管理台帳で支援状況を管理したとさらりと書かれています。西宮市でも結構膨大なケースを抱える中で、特に進行管理は本当に困難を極めると思ひます。1回の会議で数百件上がってくる自治体もありまして、中身のある議論がなかなかしづらくて、上っ面をなでる程度で点検が進んでいくことが結構多いと思ひます。西宮市の進行管理のあり方についてはどうでしょうか、形骸化していることはないのでしょうか。

○事務局 西宮市で現在管理しているケース数は、時期によって増減はありますが、1,700~1,900件という状態です。この全件について、基本的には年4回開催している分科会で情報共有しつつ進行管理をしている状況ですので、全件について詳細にわたって管理できているかと言われますと、正直言ひまして、少し難しいという部分があります。この点については、分科会の中でも今後検討していきたくて思ひてはいてます。

○会長 1,700件で年4回ですと、単純に計算すると1回の会議で400件以上のケースを扱うことになると思ひますが、そうではないのですか。

○事務局 4回に分けて行っているわけではなく、1回の会議で1,700~1,900件の全件について検討を行う形になっています。

○会長 国では、進行管理台帳に登録されているすべての子供について、少なくとも3か月に1回は点検することとされています。その基準からするとどうでしょうか。

○事務局 年に4回ですから、国の基準どおり3か月に1回の形にはなりません。各保健福祉センターに分かれて開催しているのですが、実際問題、どうしても詳細にわたる点検は難しいのが現状です。

○委員 会長がおっしゃったことに加えてお聞きしたいのですが、1,700~1,900件の重みづけ、ランク分けはしていないのですか。

○事務局 もちろん重症度に基づいたランクづけはしています。ただ、議題に上がるような要保護児童や要支援児童については、全件を情報共有している状況です。

○委員 ただ、その頻度について、Aランクであれば毎月とか、Bランクであれば3か月に1回とか、そういう重みづけに合わせた頻度というものはないのですか。

○事務局 重症度は随時変わっていきますし、その都度、分科会でどのケースを検討す

るかを仕分けしていくのは難しいことがありまして、現状は分科会ごとに全件をさらっている状況です。

○委員 11ページの「(1) 児童虐待の予防」の1つ目、「居住実態が把握できていない児童の全件把握」ですが、全体で何件あって、どういう状態だったのかを教えてくださいませんか。

○事務局 令和2年度の実績では、居住実態が把握できない児童として計上された児童数は82人でした。その経路としては、子供家庭支援課が実施している健やか赤ちゃん訪問事業での未把握が62人、地域保健課が実施している乳幼児健診での未把握が20人です。ここの82人についてはすべて把握できているのですが、主な把握方法としては、予防接種などを含めた医療機関の受診による把握が36件、他市で健康診査を受けられた方が15件、夜間訪問など度重なる家庭訪問で把握した児童が15人、海外へ出国されたことを確認した児童が9人となっています。

○委員 把握して、その後どのようにフォローしているのでしょうか。

○事務局 居住実態が把握できていない児童の全件把握については、基本的には実際にその子供がいるかという居住実態の確認という意味合いでしているものです。ですから、健康診査などの中で気になる状況があれば、要対協の中で支援なり管理なりをすることになるのですが、把握した段階で特段の変わった様子がなければ、すべてを要対協で管理するようなことはしていません。

○委員 要は、把握できていなければ把握して、その中でも介入が必要な児童については対応していく、それ以外はそのままということですね。

ただ、そもそもなぜ居住実態が分からない人が出てくるのですか。

○事務局 いろいろなご事情がおりだと思えますが、住民票を置いたまま転居される方がおられます。そうすると、保険制度も含めていろいろなサービスが使えなくなってしまって、子供にとっては不利益な状況になりますので、そこにいる子供が無事であるという確認をしているということです。

○委員 万が一、命が失われていく危険性もあるので、きちんと把握できてよかったですと思います。非常に大事な取組みですし、全件を把握できてA評価なのは非常にすばらしいと思いますので、今後もしっかりとお願いしたいと思います。

○会長 82件を全件把握されたのですが、これは、転出入を繰り返されることによって日々刻々と変わっていきますね。これは定期的に洗い出していけないといけないと思うのですが、そのあたりのお考えがあればお聞きしたいと思います。

○事務局 居住実態が把握できていない児童の全件把握については、従前から継続的に実施しています。今年度についても12月末現在で31件出ていまして、そのうち29件が確認済みとなっています。

○会長 これは毎年把握されているのですね。

○委員 11ページの(2)の中の「児童虐待予防・対応マニュアルの活用の推進」の

課題や今後の方向性のところで、人事異動や担当者の変更等で対応方法の引継ぎがスムーズにいかないケースもあると記載されています。他市でもいろいろな残念な事件もありましたし、死亡事例の検証委員会の報告の中にもやはり課題として、情報共有が円滑にできていない、担当者が代わってそのケースに対する思いが伝わっていないことによって対応が遅れるということが書かれています。この点は、西宮市としては十分に対応の強化や連携、情報共有などを徹底して行っていただきたいと思います。ここがA評価になるような努力をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員 2点あります。

1つは、ここには教育委員会の方もいらっしゃるのですが、学校アンケートの扱いは西宮市ではどうなっているのですか。いじめや虐待のアンケートをどこの学校でもとられていると思いますが、扱いが各学校でばらばらだったり、子供が保護者には言ってほしくないと言うことによって全然動けなくて、一応は児相や市町村に伝えられても動けない状況があることをお聞きしています。アンケートはとてもいい取り組みだとは思いますが、勇気を出して伝えた子供が守られる取り組みになっているのかがすごく気になりますので、西宮市ではどうされているのかをお聞きしたいと思います。

もう1点は、人材育成というところで、自治体と児童相談所の人事交流というか留学みたいな感じで相互に職員を交換しているところがあると思います。西宮市と西宮こども家庭センターの間ではされていないのでしょうか。あれをすると、お互い状況がよく分かって、その後、活動が活発になるような印象も持っていて、人材育成においては非常に効果があると思いますが、その点を教えていただきたいと思います。

○事務局 いじめについては、生活アンケートを学期に一度とることになっていまして、それをベースに、各校で教育相談という期間を設けて、一人一人の聞き取りをしています。虐待という面でアンケートを積極的にとることはありませんが、悩みを抱えている児童生徒については、時間をとって詳細に聞き取りを行っています。

虐待については、むしろ即時的な対応を要するケースが多いですので、身体的な面ですぐに認知できるケースについては、即時対応して聞き取りし、その事案についてはすぐに子供家庭支援課と連携して詳細な聞き取りをするようにしています。

先ほどおっしゃった親に対する通告については、非常にナーバスな問題も抱えているところがありますので、子供家庭支援課と連携して、日々情報交換しながら、どのレベルで対応するかについて検討しています。さらに、学校では、職員の共通理解のもと、見守りを続けていくという形で進めています。

○委員 せっかく子供が出した声なので、守れるような仕組みをこの西宮市ではぜひ続けていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○事務局 2点目の市と児相との人材交流については、児相のノウハウを学習するという点でも、児相との連携を深めるという意味合いでも、非常に重要だと思っています。

ただ、お恥ずかしい話で、支援拠点を設置したものの、西宮市の支援拠点の配置人数が国の配置基準ぎりぎりの状態です。さらに申し上げると、職員1人が120ケース以上を管理している状況になっていまして、この中から児相に派遣する余裕がないのが現状です。職員の数が一定満たして、余裕が出るようであれば検討したいと考えています。

○委員 職員1人120件という数字を聞いて、これは非常に大変だと驚きました。この120件の中を整理したほうがいいのではないかと思いますので、ご検討ください。

○会長 この120件は、虐待だけではないですね。

○事務局 虐待だけではなく、要支援ケースも含めた数になります。ただ、西宮市では、要保護児童であっても要支援児童であっても見守りが重要であると考えていますので、そこに差を設けてはいません。

○会長 問題が解決して終結とはいかないものですから、件数はどんどん膨れ上がっていくと思います。そういう意味では、人材の量的な確保と質的な確保の両方が必要だと思います。それにしてもすごいケース数ですから、充実にはぜひ努めていただけたらと思います。

○委員 人事交流に関連して、支援拠点をつくるという段階で、今後のこととして、今はコロナ禍でもあるし、今の状況からは難しいとは思いますが、私どものような児童福祉の施設などの現場で職員の方々に実務研修をしていただけたらと思いますので、そういう場は提供したいと考えています。そういうことが可能になれば、ぜひ積極的にご協力させていただけたらと思っています。

○会長 ●●委員のところで相談員の研修等も考えておられるということですね。

○委員 研修と、実際に現場で子供たちにどのように対応しているのか、あるいは保護者対応をどのようにしているのかを経験することも必要だと思っていますので、そういう点では協力させていただくということです。

○会長 今はコロナで大変な状況ですので、これが一段落すればということでしょうか。

○委員 先ほど事務局から説明がありましたが、県の立場から補足で説明します。

西宮こども家庭センターでは、今年度、尼崎こども家庭センターを分離したのですが、尼崎市は、令和8年度に市の児童相談所設置の方向で動いておられまして、今年度も尼崎市の研修生1名を受け入れています。兵庫県内の中核市では、姫路市でも姫路こども家庭センターに職員を派遣しています。尼崎市においては、現在も西宮こども家庭センターと尼崎こども家庭センター、あるいは川西こども家庭センターに研修生を派遣しているのですが、来年度も引き続き研修に派遣されると聞いています。

先ほどの説明では、人員の確保が十分ではなく、担当するケース数の多さから、その大変さは本当にそのとおりだと思います。現在、こちらのケース会議に職員の方に参加していただいたり、新たに採用された新規職員に対するスーパーバイズをさせていただいたりしていますが、ややスポット的だと感じています。県でも人員の増は厳しいとこ

ろがありますが、児童福祉司については国の配置基準等もありますので、そういうものについては例外として人員増については基本的に認めていただいているところがあります。市の立場でも、子ども家庭総合支援拠点の配置基準がありますので、違う視点で人事当局に働きかけて人材を確保していただき、その上で、県でも研修生の受入れはやらせていただきますので、考えていただきたいと思います。

○会 長 人材養成のための派遣・受入れは、双方にとって相当負担になるのは事実だと思いますが、長い目で見ると、信頼関係がよりスムーズにできるでしょうし、本当に将来は楽になると思いますので、そこは非常に大事な取組みだと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

〔発言者なし〕

○会 長 ないようでしたら、重点施策7の評価は以上とします。

子ども・子育て支援プランの評価についての審議は以上です。本当に熱心で活発に貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。

議事（3）保育所等の認可について

〔審議非公開のため、非公開情報を除いて議事録を作成しています〕

○会 長 次に、議事（3）「保育所等の認可について」に入らせていただきます。

この議事（3）の審議は、西宮市社会福祉審議会運営要領第2条第4項の規定により、個人情報扱うために非公開とさせていただきたいと思います。恐れ入りますが、傍聴者の方はご退場をお願いします。

〔傍聴者退場〕

○事務局 事務局の入替えを行いますので、しばらくお待ちください。

〔事務局職員交代〕

○会 長 まず、事務局から説明をお願いします。

○事務局 保育所の認可について説明します。

なお、説明は資料集をもとに行いますが、各施設の詳細については、応募時の書類を参考資料2「保育所等整備認可関係資料」としてまとめていますので、併せてご参照ください。

資料集14ページの資料3をご覧ください。

保育所の認可にあたっては、社会福祉審議会児童福祉専門分科会で意見を聞くこととされています。今回ご意見をいただく対象となる施設は、令和4年4月1日開設の認可保育所が5施設、令和4年度の年度途中開設の認可保育所が1施設となっています。設

備や運営に関する基準を市の条例で定めており、認可を受けるためにはその基準を満たしていることが求められます。

保育所等を新たに設置する場合の流れのイメージ図をページ真ん中あたりに示しています。

まず、西宮市で保育所を設置・運営する法人を公募します。応募いただいた事業者の提案内容を審査し、事業者を決定することとなりますが、事業者の決定に際しては、学識経験者4名で構成する保育所等整備審査委員会において、事業者が作成した事業計画や資金計画についての審査を行い、職員体制や設備についての認可基準を満たしていることを確認しています。その後、本日、当分科会でのご意見もお聞きし、認可を行うものです。

新設される保育所を説明します。

資料集16ページの「(1) スター保育園」は、社会福祉法人愛心会が荒戎町で定員60名の保育所を新設するものです。下段の③の整備審査委員会での主な意見では、主任保育士は、施設長の補佐や保育士・保護者に適切なアドバイスができるなど、経験豊富な者を配置すること、などのご意見をいただいています。

次に、「(2) 樋之池保育園」は、社会福祉法人あゆみ会が樋之池町で定員60名の保育所を新設するものです。下段の③の整備審査委員会での主な意見では、主任保育士は、施設長の補佐や保育士・保護者に適切なアドバイスができるなど、経験豊富な者を配置すること、などのご意見をいただいています。

次に、17ページの「(3) 浜甲子園2丁目保育園」は、社会福祉法人あゆみ会が浜甲子園2丁目で定員90名の保育所を新設するものです。下段の③の整備審査委員会での主な意見では、主任保育士は、施設長の補佐や保育士・保護者に適切なアドバイスができるなど、経験豊富な者を配置すること、などのご意見をいただいています。

次に、「(4) りんりん保育園屋敷町」は、社会福祉法人遊星会が屋敷町で定員80名の保育所を新設するものです。

次に、18ページの「(5) りんりん保育園南昭和町」は、社会福祉法人遊星会が南昭和町で定員80名の保育所を新設するものです。

「(6) 夙川おうち保育園」は、社会福祉法人和の会が高塚町で定員60名の保育所を新設するものです。下段の③の整備審査委員会での主な意見では、保育内容については、平成30年4月施行の保育所保育指針の趣旨を十分に踏まえた上で、計画等(様式を含む)を策定すること、全体的な計画に基づき、長期的・短期的計画を立てられるよう指導計画を策定すること、などのご意見をいただいています。

整備審査委員会での主な意見については、各園に共通して、西宮市主催の研修をはじめ外部研修に積極的に参加するとともに、公開保育への参加や西宮市内もしくは近隣の質の高い保育を実践している園の見学などを通して、保育の質の向上に努めること、就学前から小学校教育への滑らかな接続に向けて、西宮市幼・保・認・小連携推進事業

「つながり」に参加すること、などのご意見をいただいています。

整備審査委員会でいただいた意見の経緯としては、まず、主任保育士に経験豊富な者を配置する意見に関しては、新設園であるため、通常の園以上に保育体制などを強化するように、という意図になります。続いて、保育内容や指導計画に関しては、高い目標設定をされているが、基本的な部分も再度しっかりと押さえてもらいたい、という意図になります。さらに、研修に関する意見に関しては、保育の質の向上のため、職員に十分な研修の機会を与えてもらうように、という意図になります。最後に、「つながり」に関する意見については、市の施策にご協力いただきたいという考えで事務局から提案させていただき、委員会の条件として付させていただきましたものです。

ただいまご説明した施設の位置については、資料集の20ページにお示ししていますので、ご参考になさってください。

なお、今回の対象6施設以外に、分園として整備する施設が2園あります。

20ページの右端中ほどの、ニコニコ桜今津灯分園、正式名称は「ニコニコ桜今津灯保育園分園」ですが、令和4年4月開設予定となっています。

その上、マザーシップ瓦木分園、正式名称は「マザーシップ西宮北口こども園瓦木分園」ですが、こちらは夏頃の開園予定となっています。

これら2園については分園整備ですので、庁内委員による保育所分園整備法人選定委員会により選定された事業となっており、認可事項の変更により対応するものとなっています。

また、冒頭に申し上げたとおり、各施設の応募時点の資料を参考資料2「保育所等整備認可関係資料」としてご用意していますので、併せてご参照ください。

今回の意見聴取の対象となっている保育所について、保育内容等に関する助言、専門的な見地からのご意見などをいただければと存じます。

○会 長 ただいまの事務局の説明に対して、ご意見、ご質問をお願いしたいと思います。

○委 員 今回、参考資料2として非常に詳細な資料をつけてくださいました。私が2～3年前にこの分科会に出席したときに、資料ゼロで全く新設の保育所を認可と言われてもどうしようもないと思って、意見を言いましたところ、改善されたことに感謝します。

保育所は子供の命を預かっているところですが、今回の法人は既に幾つかの保育施設を持っているわけですね。全く初めてつくるわけではないのですから、今まで重大事案というのはあったのかどうかについてはお分かりでしょうか。あるいは、それに対する対応はどうだったのかを知りたいと思っています。

○事務局 応募にあたっては、各法人が既に運営している所在地の市町村での指導監査の報告書も添付いただいています。そういった点を委員会でも確認しまして、特に大きな問題があるところはないと確認しています。もちろん指導監査ですので、指摘事項等

があっても適切に改善・対応していただいていることも含めて確認しているところです。

○委員 一番気になるのがそれなのですが、一方で第三者評価というものがありますね。これは任意でやっているものだと思いますが、東京都などでは、補助を出す代わりに、3年に1回、必ずしなければいけないようになっていて、それを公開しています。大阪府でも、ホームページを見ると、東京都のように3年に1回ということではないと思いますが、今回のりんりん保育園の運営法人も第三者評価を公開されています。監査では特段大きな問題はなかったとお聞きしたのですが、私の感覚では、監査は悪いところを指摘するもので、第三者評価は自分の園をよくしていきたいという思いでやられることだと私は思っています。第三者評価はホームページなどで公開しているものですから、その資料ぐらいはつけてくれてもいいのではないかと思います。愛心会もあゆみ会と和の会も、3年ごとぐらいに第三者評価を受けたいとおっしゃっています。これは、お金もかかるし、手間もかかりますので、大変だと思いますが、園をよりよくしていこうという前向きな気持ちのあらわれです。この中には、保護者に対するアンケートや従業員の意見なども入っているので、非常に価値があると思います。大阪府で保育施設を運営している園では第三者評価を公開していますし、こういうことを積極的に行っていることは評価してあげるといって意味で、今後資料としてつけていただければと思います。

○会長 今の発言に関連して、過去3か年度の所轄庁の監査記録を記入し、監査結果通知及び改善状況報告書を添付することとなっています。ですから、過去にどういったことについて監査から指摘があり、それに対してどういう対応をしたのかについては、やはり資料として欲しいと思います。これは申請される段階では添付されていると思いますので、審査委員会ではこういったことも吟味しながら結論を出されたと思うのです。細かいものは要らないと思いますが、概要を一覧表のようにして、指摘された内容とそれに対する対応を簡単にまとめたものを次回から資料としていただければいいと思います。それにプラスして、例えば利用者の声を聞くなどの前向きに行っているところがあれば、そういういいところも含めて、整理したものを資料としてお出しいただければ検討しやすいと思います。

○事務局 第三者評価については、園自らがサービスの質の向上のために第三者の評価を聞いてホームページで公開されているものですから、今後の分科会の資料に併せて提出したいと思います。また、監査の状況についても、一覧という形で出せるように検討したいと思います。

○委員 現在、待機児童対策として保育所を開設しなければいけないのですが、将来的な見込みとして、保育所がどんどん毎年増えていく中で、既存の保育所の運営を圧迫していく事態も当然出てくると思います。来年度も、地域的な偏りはありますが、歴史のある保育所が、園児が少なくなって、園長を含めてベテランの職員3人が退職しないとやっていけないという状況が実際に出てきてしまっています。今後、そういう事態が

もっと起こってきたら市としてどういう対策をとっていくのかを考えながら施設を増やすことを検討しないと、増やすだけ増やして、あとはどうなっても知りませんということでは、今までずっと保育所を運営してきた立場としては非常にしんどいと思います。西宮市私立保育協会としては、来年度以降は新設園はなしにしてくれという意見も出しています。実際に協会としても、どんどん新しい園が増えて、しかも、他市の法人の流入もあって、実際にこれまで協会として西宮の保育で目指してきた部分がどうなっていくかという危惧を持っています。そのあたりを含めた施策の展開をぜひお願いしたいと思います。改めてこの場で言わせていただきます。

○事務局 まず、西宮市の状況を申しますと、一つの指標となっている各年4月時点の待機児童数が毎年秋口に厚生労働省から公表されていまして、令和3年4月時点の待機児童数は全国ワースト1位の状況にあります。それだけ保育所に入りたい方が増加しているのですが、実際に西宮市の就学前の子供の数を見ると、10年以上前からピークアウトして減少傾向にあります。平成18年に3万人弱いた子供の数が、令和3年4月では約6,000人減少して2万3,000人となっています。その内訳を見ますと、ピークであった平成18年の時点では、幼稚園に通っている方が約1万人いらっしゃって、保育所に通っている方が約4,500人という比率でした。それが令和3年の直近を見ますと、幼稚園のほうは約3,000人減少して約7,000人、保育所は約4,000人増加して約8,400人という状況になっています。子供の数は減っていますが、保育所に入りたい人たちが急激に増加しています。そういった状況から、施設整備を積極的に行ってはいますが、需要に追いつかない状況から、全国ワースト1位という厳しい結果となっています。

今後の見通しについては、小学校に上がる前の子供がどれだけ保育を希望されるかという保育需要率を指標に将来予測を行っています。令和3年4月時点で保育需要率は35.6%、およそ3人に1人は保育所を希望するというのが西宮の状況ですが、中核市では平均46.2%、政令市では平均43.6%ですので、2人に1人は保育所を希望されている状況です。近い将来、西宮もそういった状況になると考えていますので、子供の数は減っていくのですが、希望する人たちがどんどん増えていくことが当面続くと思います。

ただ、いずれはピークを迎え、その後は子供の数の減り幅のほうが大きくなってきますので、必要となる受入枠が減少していくこととなります。これまではどんどん保育所をつくっていくという方針でしたが、今後は、将来的なことも考えながら待機児童対策を行っていかないといけないと考えています。特に西宮の地域性もありますが、六甲山系で北部、南部と地域性が分かれていますので、北部では既に供給過剰となっている施設も出てきていますし、南部でも、かなり地域差が出てきていますので、今後、待機児童対策を行っていく上では、そうした地域のニーズの状況を踏まえて対策を講じていく必要があると考えています。

また、幼稚園のほうは、ピーク時から園児数は約3,000人減っていますので、端的に申しますと、この3,000という枠が補えるだけのキャパシティーが幼稚園にはあると考えて

います。ですので、幼稚園から認定こども園に移行していただき、長時間保育が必要な子供も受け入れていただくなど、こういった施策もこれからは推進していく必要があると考えています。

量的な課題に向けての対策はそのように考えていますのと、人材確保が大きな課題となっていますので、施設整備と同時に、人材確保に関する対策も講じていく必要があると考えています。

○委員 その説明はずっと私たちも聞いてきているのですが、実際に来年度のことを考えると、既存園で0歳児の入所が少なく、それでも人員は配置しておかなければ基準に合わなくて補助金を減らされたりしますので、経営的には非常に苦しいというか、影響が出始めているわけです。来年4月に開設する保育所の定員を単純に足すと400人以上になります。待機児童は182人ですから、これ以上増やす必要があるのかと思うのです。もちろん年齢による偏りもありますし、産休・育休で2年休めるので0歳児が少ないこと、それと、非常に数が多くなってきた小規模保育施設を今後どうするのかという問題もあります。全体的に保育所がどうなっていくのかという不安が非常にありますが、そこに対する具体的な説明を今後もしていただきたいと思います。

もう一つ危惧しているのが、保育の質の確保です。西宮市私立保育協会としては、保育所全体でこれまで子供中心の保育を目指して、子供たちが伸び伸びと過ごせる保育所づくりを目指してきたのですが、近年、ある他市から参入してきた保育所の保育内容を見ると、本当に西宮市の子供たちの育ちを保障できるのかというところを非常に心配しています。

そういう面で、今すぐどうという返事はできないと思いますので、今後への提案として、そのあたりを含めた計画をつくっていただきたい。特に公立の処遇をどうしていくのかです。公立のほうが人材も豊富ですので、公立の方向性を明確にしていきたいと思います。園長会でも、毎回のように意見が出ていると思いますが、そういう思いを持っていることだけは理解していただきたいと思います。

もう一つ、民間保育所ですので、希望すれば協会に入らせていただくのですが、例えば研修等も、協会ではキャリアアップの研修もどんどん企画して開催しているのですが、企画・運営に新しい園がなかなか積極的に参加していただけない現状もあります。一部の方に非常に大きな負担がかかっていますので、どういう形でそういうことに協力していただけるのかということも参入の条件にしていきたいなと思うのです。全体の底上げということから言うと、これまで培ってきた西宮の保育をつくっていくための取組みに積極的に協力していただく姿勢を見せていただかないと、全体のレベルアップはしていきなないと思います。

ぼやきみたいなことを言ってしまいましたが、現実には我々は直面していますので、そこを分かっていたいただきたいと思います。

○会長 今のやりとりをお聞きしていると、将来の人口動態等も踏まえて保育所整備

の総合的なビジョンを明確にしていく必要があると思いました。そもそも将来の保育政策のあり方についてはどこで議論することになるのでしょうか。この専門分科会は、あくまで認可申請が出されたところについてチェックしていく、検討していくことがミッションだと思います。それ以前に、市として保育政策をどうしていくのかという議論はどこでやることになるのでしょうか。

○事務局 今、こども支援局のほうで担当している審議会は、当分科会と子ども・子育て会議の2つです。短期的にはなりますが、将来5年間の保育所や幼稚園などに関する見通しやそれに対する対策などについては、5年を1期として数値目標を立てる必要がありますので、そういった数値目標の設定にあたっては子ども・子育て会議でご意見を頂戴しているところです。子ども・子育て会議も当分科会も、保育所を新たにつくる際には一定こういう形でご審議いただいていますので、市で大きな方向性を定める際には、ご報告するか、もしくはご審議いただくことになると思います。

○会長 いずれにしても、将来のビジョンを明確にさせていただく必要があると思いますので、具体的にどの場面とかどういう方法でというのは検討していただきたいと思いますが、要望しておきたいと思います。

○委員 蛇足ですが、待機児童について、マスコミも「ワーストワン」と言われます。これがワーストなのかとすごく疑問に思っています。待機児童があったらだめなのか、悪いことなのかと思うのです。それだけ西宮の保育を受けたい人がいるということですから、実際に魅力のある市なのではないかと思って、私の考え方としては自慢してもいいのではないかと思います。入れなくても仕方がないとは政治家としては言えないと思いますが、私たち実際に子供の仕事をしている立場からすると、イメージがすごくゆがめられているような気がして仕方がありません。そういう使い方はやめたほうがいいのではないかと思います。これは蛇足ですが、私はそのように思っています。

○会長 基本的な問題提起をしていただきました。

ほかによろしいでしょうか。

[発言者なし]

○会長 ないようですので、議事(3)についてはここまでとさせていただきます。

○会長 以上で本日のすべての審議は終了しました。

最後に、事務局から連絡事項はありますか。

○事務局 本日は、長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。

本日いただきましたご意見を今後生かしながら、引き続き施策を推進していきたいと思えます。

また、本日いただいたご意見を踏まえた対応状況なども含めて、来年度、このような形で子ども・子育て支援プランの評価も含めてご審議いただくこととなりますので、引

引き続きよろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

○会 長 それでは、本日の専門分科会はこれで閉会します。ご協力どうもありがとうございました。

〔午後 3 時50分 閉会〕